

那須塩原市庁舎建設市民検討懇談会設置要綱

(設置)

第1条 那須塩原市新庁舎（以下「新庁舎」という。）の建設を検討するに当たり、公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市民の参画による開かれた市政の推進により、新庁舎建設に必要な意見や提案を反映した庁舎建設に係る基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するため、那須塩原市庁舎建設市民検討懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について検討及び協議を行い、意見を述べるものとする。

- (1) 新庁舎に求めるサービス内容に関すること。
- (2) 新庁舎を拠点としたまちづくりに関すること。
- (3) 新庁舎の整備位置に関すること。
- (4) 新庁舎の整備時期に関すること。
- (5) その他新庁舎建設に関すること。

(組織)

第3条 懇談会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市内各種団体の代表者又は当該団体から推薦を受けた者
- (3) 公募による者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、基本計画の策定が終了するまでとする。ただし、当該終了の日以前に委員がその職を退いたときは、その後任者が引継ぐものとする。

る。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、懇談会を総理し、懇談会の代表となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(懇談会の解散)

第7条 懇談会は、基本計画の策定が終了したとき、解散する。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、企画部企画情報課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月23日から施行する。